

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定によって、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

令和三年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定した農地の所有者等の氏名及び住所

住 所	氏 名
庄原市東城町内堀八五三番地	板倉 義一

二 農地を利用する権利を設定した農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
庄原市東城町内堀字中谷九七六番一	田	一、五〇〇
庄原市東城町内堀字中谷九七六番二	田	八一五
庄原市東城町内堀字中谷九七六番三	田	七六七
庄原市東城町内堀字中谷九八四番一	田	一、一三〇
庄原市東城町内堀字中谷九八四番二	田	一、一一三
庄原市東城町内堀字中谷九八四番三	田	九四〇
庄原市東城町内堀字中谷九八四番四	田	四八一

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二

広島県広島市中区大手町四丁目二番一六号

四 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和三年二月二六日	一〇年一か月	一〇七、四〇〇

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局三次支局に補償金を供託する。